

退職給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会の就業規則第 3 2 条の規定に基づき、職員の退職金及び功労金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 正職員が、退職、死亡若しくは解雇されたときは、本規程の定めるところにより退職金及び功労金を支給する。

2 退職金は、嘱託職員、非常勤職員及び臨時職員には支給しない。

(中小企業共済制度への加入)

第 3 条 賃金の支払い確保等に関する法律の退職手当の保全措置として、本会は、正職員を被共済者として（財）札幌市中小企業共済センター（通称：さぼーとさっぽろ、以下共済センターという。）の特定退職金共済制度に加入する。

2 退職手当は、共済センターの規程金額により、退職した職員が共済センターへ直接請求する。

(共済制度の掛金)

第 4 条 前条の共済センターの月額掛金は、次のとおりとする。

勤続 3 年未満	6, 0 0 0 円
3 年以上 5 年未満	8, 0 0 0 円
5 年以上	1 0, 0 0 0 円

(退職手当)

第 5 条 共済センターから次の算式で支給される退職手当とする。

退職手当＝（月額掛金－福利厚生制度掛金）×勤続属月数

(功労金)

第 6 条 退職する職員が下記の一に該当するときは、第 5 条の規定により算出した金額の 3 0 % 以内に相当する金額を功労金として割増し支給することができる。その金額は、正副会長会の議決を得て決定する。

- (1) 特に功労があったと認められる者
- (2) 死亡
- (3) 定年
- (4) 重傷病で将来執務に耐えられないと認められたとき
- (5) やむを得ない業務上の都合で解雇されたとき
- (6) その他特別の事由があるとき

(懲戒解雇等)

第 7 条 正職員が、懲戒解雇等に該当すると認められる場合、共済センターへ申し出て退職手当を減額することができる。

2 懲戒解雇等の事由は、共済センターの判断基準による。

(改 廃)

第 8 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。